

I いちばん身近な住民税

1 住民税ってなに？

住民税は、中野区民のみなさまの暮らしにかかわる仕事の費用を、所得に応じて分担していただく税金です。みなさまが中野区民として暮らしていくための会費であるといえます。

住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、毎年1月1日現在、区内にお住まいの方に課税されます。所得税と違い、前年の所得金額に対して翌年度に課税されます。また年の途中で中野区から転出した方も、その年度の住民税は中野区で課税されます。

(1) 所得割と均等割

特別区民税・都民税は、それぞれ次の2種類の税金で構成されています。

- ① 所得割…前年中の所得金額に応じて負担する税金
- ② 均等割…すべての納税者が均等の額によって負担する税金

	平成25年度まで	平成26年度から 令和5年度	令和6年度から
特別区民税均等割額	3,000円	3,500円	3,000円
都民税均等割額	1,000円	1,500円	1,000円

- ※1 令和6年度から、住民税の均等割とあわせて、森林環境税(国税。年額1,000円)が課税・徴収されるようになりました。森林環境税(国税)については、以下のホームページを検索、ご覧ください。

林野庁 森林環境税



総務省 森林環境税



- ※2 東日本大震災を踏まえて中野区や東京都が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、特別区民税及び都民税の均等割税率にそれぞれ500円の加算がありました。

住民税は、所得金額や扶養人数などにより、課税されない場合があります。(24頁参照)

区内に住所がなくても、区内に事務所や事業所、家屋敷をお持ちの方には、均等割が課税されます。

◆亡くなった方に対する課税は？

Q:夫が昨年10月に亡くなりました。昨年中の夫の所得に対して住民税は課税されるのでしょうか？



A:昨年中に亡くなった方に対しては、今年度の住民税は課税されません。**1月2日以降に死亡された場合は納税義務があり、**相続人の方が納税の義務を負うことになります。

2 区で扱っている税金は

区は、特別区民税・都民税(個人住民税)、軽自動車税、特別区たばこ税を扱っています。そのため、この冊子の中では、「住民税」とは「個人住民税」のことを指します。

また、特別区とは、東京23区をいいます。

- ◆ 特別区民税・都民税(個人住民税) 中野区に区民が納める税金
- ◆ 軽自動車税 原動機付自転車、ミニカー、オートバイ、軽自動車等の所有者が納める税金
- ◆ 特別区たばこ税 たばこ製造業者や卸売販売業者などが申告納付する税金
- ◆ 他に鉱産税(鉱物の採掘業者が納める税金)、入湯税(鉱泉浴場に入浴した方が納める税金)がありますが、令和7年1月1日現在、中野区では実績はありません。

3 こんなときはこちらへ(お問い合わせ先)

(1)区税

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------------------|
| ◆ 住民税の計算など→ | 課税係(課税第一、課税第二) | ☎03(3228)8913
☎03(3228)8917 |
| ◆ 住民税の課税・納税証明書→ | 課税係(課税調整) | ☎03(3228)8914 |
| ◆ 住民税の納税など→ | 納税係 | ☎03(3228)8924 |
| ◆ 住民税の口座振替→ | 収納係 | ☎03(3228)8920 |
| ◆ 還付金、退職金にかかる住民税→ | 収納係 | ☎03(3228)8920 |
| ◆ 軽自動車税など→ | 諸税係 | ☎03(3228)8908 |
| ◆ 特別区たばこ税→ | 諸税係 | ☎03(3228)8908 |

※いずれも区役所2階11番窓口です。

(2)国税

<所得税、法人税、相続税などは…>

中野税務署 ☎03(3387)8111

※一般的なご相談は音声ガイダンスに従い「1」を選択

または国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)

(3)都税

<固定資産税、不動産取得税などについて>

中野都税事務所 ☎03(3386)1111

<事業税、事業所税について>

新宿都税事務所 ☎03(3369)7151

<自動車税について>

東京都自動車税コールセンター ☎03(3525)4066

<自動音声案内サービス>

都税案内テレホンサービス ☎03(5339)0294